

第1回東広島市総合計画審議会次第

日時：令和6年2月5日（月） 18：30～

場所：東広島市役所本館3階 303会議室

1 開会

市長挨拶

2 委員紹介

3 議事

(1) 会長選任

(2) 副会長選任

(3) 諮問

(4) 事務局説明

- ・東広島市の総合計画について……………別紙1
- ・第五次東広島市総合計画後期基本計画策定方針について……………別紙2、別紙3
- ・今後のスケジュール及び部会の設置について……………別紙4、別紙5

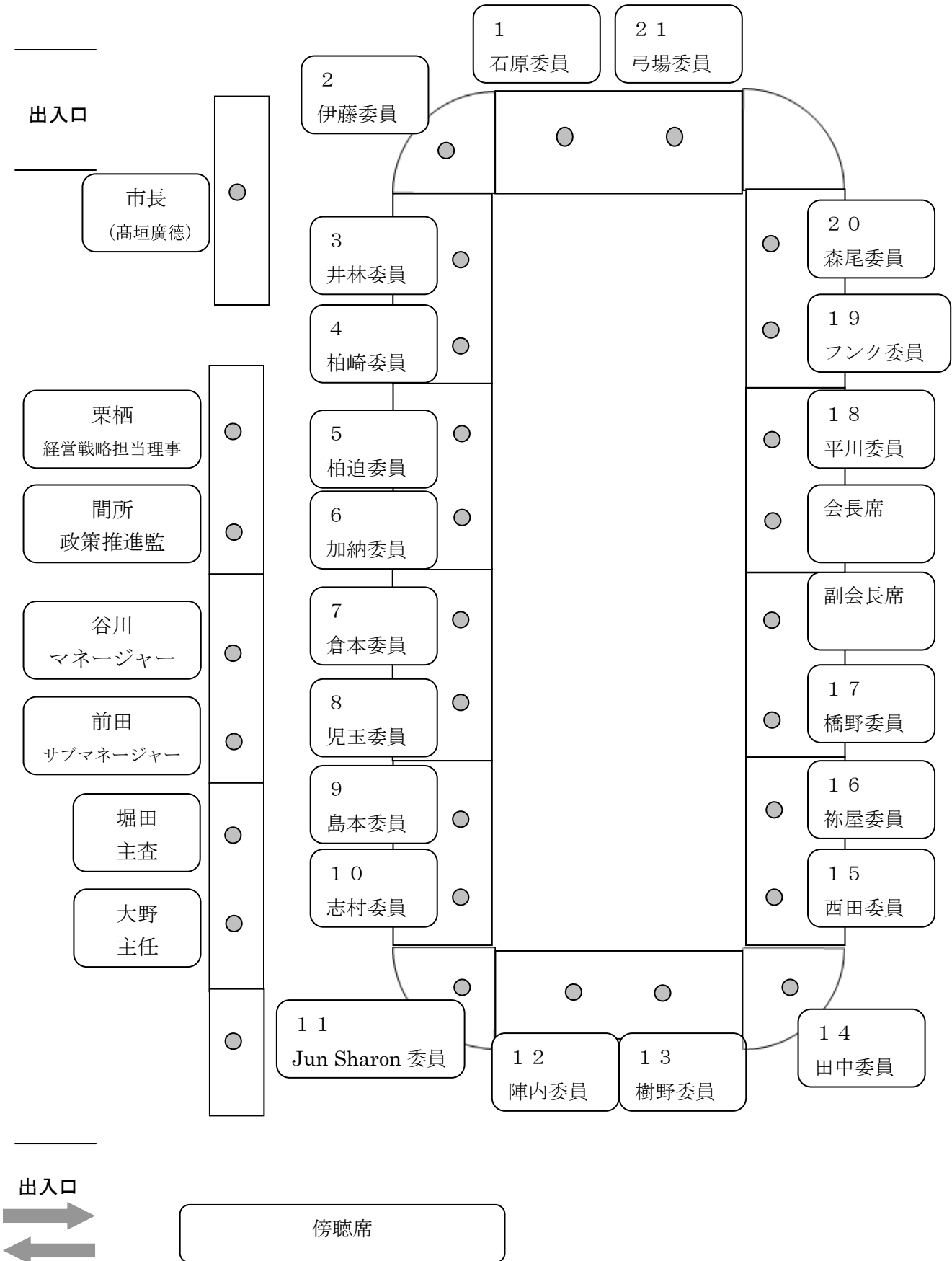
(5) 意見交換

(6) その他

- ・事務局からの連絡

4 閉会

東広島市総合計画審議会 配席表



○東広島市総合計画審議会規則

昭和50年11月15日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和50年東広島市条例第34号)第3条の規定に基づき、東広島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年規則60号〕)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、東広島市総合計画の策定に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉又は経済産業に関する団体その他公共的団体等の代表者又はこれらに属する者

(3) 市の執行機関として置かれる委員会の委員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔昭和61年規則25号・平成11年7号・17年151号・27年60号・30年56号〕)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(一部改正〔平成27年規則60号〕)

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(追加〔平成27年規則60号〕)

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に所属する委員は、会長が指名する。

(一部改正〔平成27年規則60号〕)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部政策推進監において処理する。

(一部改正〔昭和53年規則21号・57年24号・平成11年10号・21年16号・27年60号・28年28号・30年32号・令和3年31号〕)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔昭和57年規則24号・平成27年60号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年10月17日規則第21号抄)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年10月11日から適用する。

附 則(昭和57年7月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月23日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和62年10月3日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第7号)

この規則は、平成11年4月27日から施行する。

附 則(平成11年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月22日規則第151号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第60号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月10日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市の 総合計画について



東広島市 総務部 政策推進監



1 総合計画とは

2 東広島市について

3 第五次東広島市総合計画について

総合計画とは

未来のまちづくりのロードマップ

未来の東広島市をより住みやすく、魅力的なまちにしていくために、
進むべき方向を明確にするもの。

東広島市の最上位計画として、
全てのまちづくりの基本となるもの。

進むべき方向を示す
「羅針盤」

目的地に向かうための道程を示す
「地図」



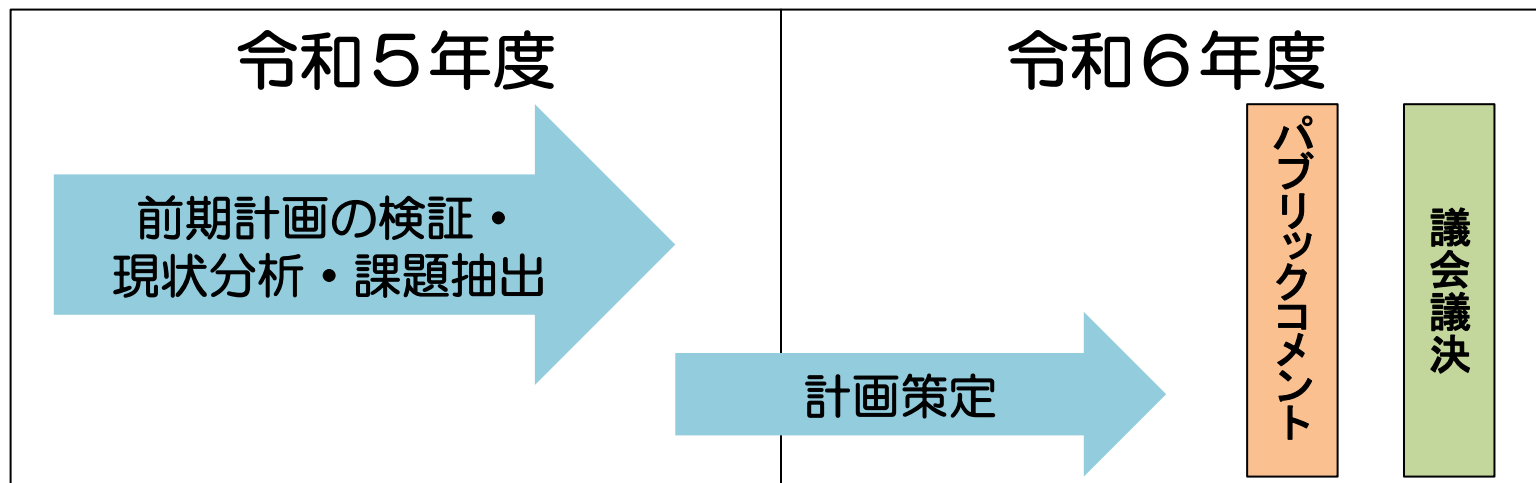
第五次東広島市総合計画の目標年次



総合計画の目標年次

令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
基本構想										
5年 前期基本計画					6年 後期基本計画					

令和12年度末を目標とした「後期基本計画」の策定の流れ



1 総合計画とは

2 東広島市について

3 第五次東広島市総合計画について

東広島市について



位置

- ・ 県の中央部に位置し、県内各方面からのアクセスが良好

面積

- ・ 635.16km²

地勢

- ・ 周囲を低い山々に囲まれた標高200~400mの盆地状の地形が大部分を占める。
- ・ 南東部は瀬戸内海に面している。

人口

- ・ 196,608人
(令和2年国勢調査)

東広島市について

東広島市の誕生

- ・ 昭和49年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の4町の合併により誕生

東広島市の成長

- ・ 将来の都市像
「人間と自然の調和のとれた学園都市」

東広島市の合併

- ・ 平成17年に黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町と合併(面積2.2倍、人口1.4倍)

東広島市について

東広島市の成長 ～2大プロジェクトの推進～



「賀茂学園都市」

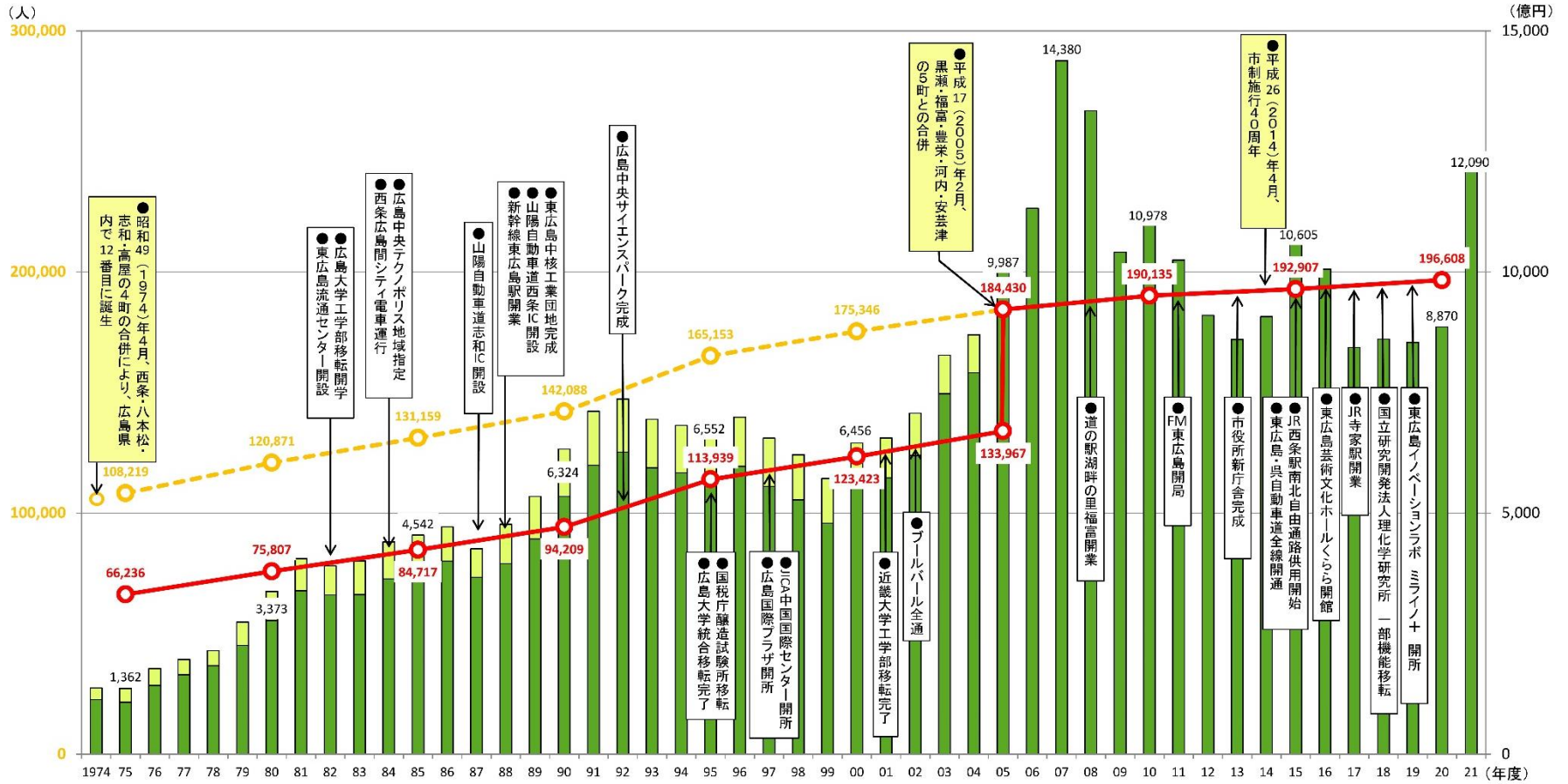
- * 広島大学移転
- * 近畿大学工学部移転
- * 東広島ニュータウン建設



「広島中央テクノポリス」

- * 公的産業団地建設 (19団地328ha)
- * 研究機関立地

東広島市について



計画名	第一次総合計画	第二次総合計画	第三次総合計画	第四次総合計画
計画期間	1978～1995年	1986～1995年	1994～2010年	2007～2020年
将来都市像	人間と自然の調和のとれた学園都市			未来にはばたく国際学術研究都市 ～ともに育み、人が輝くまち～
目標人口	平成2(1990)年 15万人程度	平成7(1995)年 13万6,000人	平成22(2010)年 18万人	令和2(2020)年 19万5,000人

1 総合計画とは

2 東広島市について

3 第五次東広島市総合計画について

第五次東広島市総合計画

第五次東広島市総合計画

令和2(2020)年～12(2030)年



未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市

～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～

令和2(2020)年3月
東広島市

【基本構想】 まちづくりの理念

賀茂学園都市建設

広島中央テクノポリス建設

1市5町の市町合併

第四次総合計画 理念

- 人が集い、むすびつき、輝くまち
- 安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち
- 知的資源や地域特性を活かした、活力あるまち

こうした発展の経緯や求めてきた
理念を基盤として

地域資源

- 集積した学術研究機能
- 里山から田園、海まで広がる豊かな自然
- 多様な人材

の地域資源が相互に作用し、「新たな価値」が生まれその価値が人びとの仕事や暮らしなどあらゆる場面で幅広く効果的に発揮されるまちづくりを時代の転換期における本市のまちづくりの理念として共有

第五次東広島市総合計画(2020年～2030年)を策定

1. 地域イノベーションの積極的な展開

2. 希望ある未来へ挑戦する
新たなプロジェクトの展開

3. 次の時代を見据えた地域共生社会の実現

4. 豊かな自然環境の保全と活用

5. 国際色豊かなまちの形成



【基本構想】 将来都市像

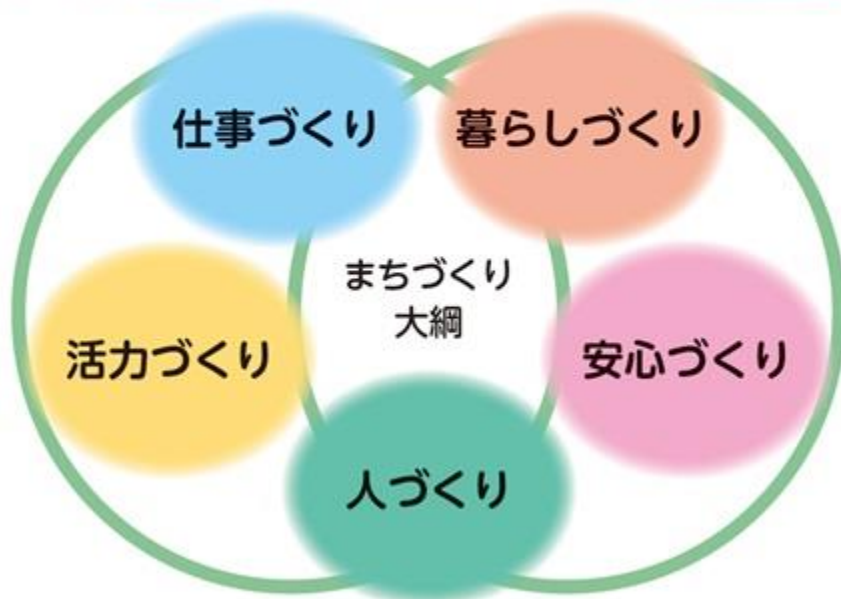
未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市

～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～

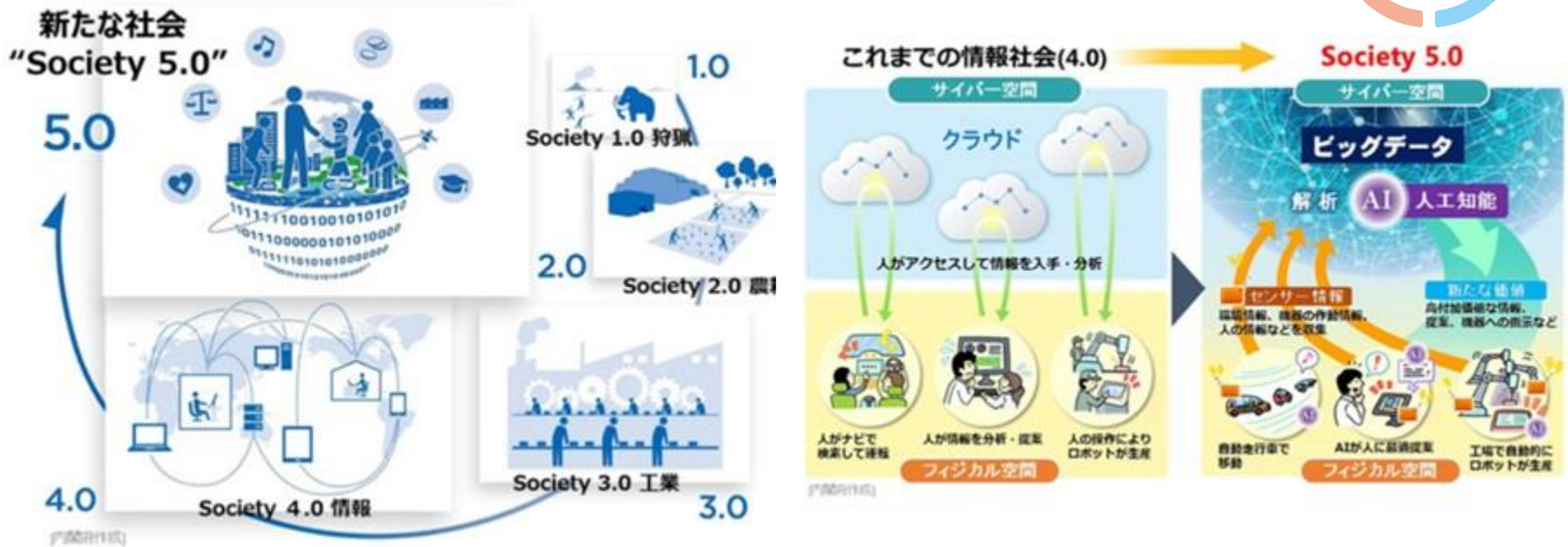
目指す方向性①
世界に貢献する
イノベーション創造のまち

目指す方向性②
暮らし輝き笑顔あふれる
生活価値創造のまち

ブランドメッセージ
ロゴデザイン



目指す方向性① 世界に貢献するイノベーション創造のまち



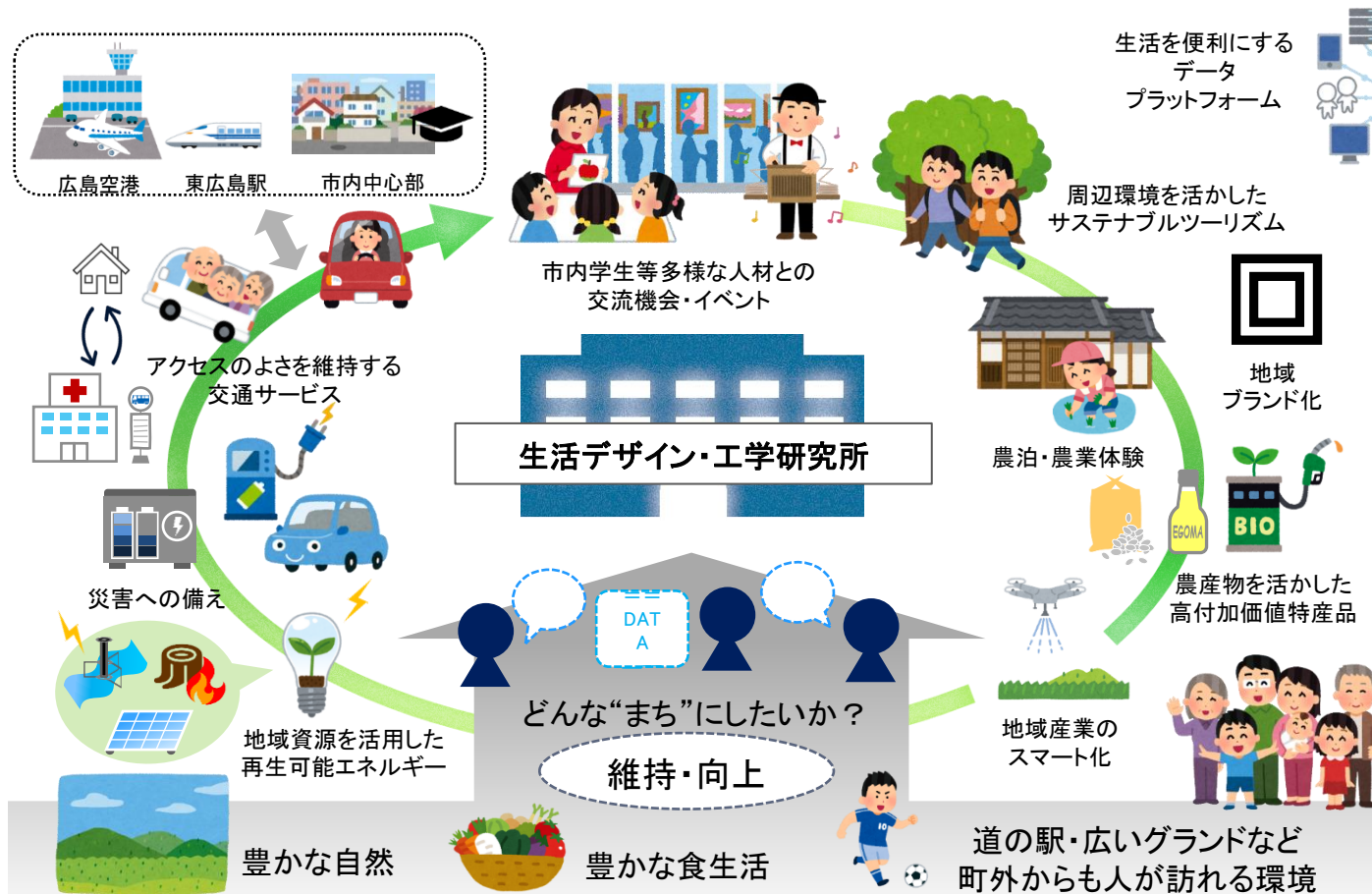
Town & Gown構想

- 地域（Town）と大学（Gown）双方の密接な連携により
地域課題を解決する取組み
- 地域の自治体と大学が 包括的、日常的、継続的、組織的な関係 を構築の上
自治体の行政資源と大学の教育・研究資源を融合しながら活用することで
地域課題の解決に資する科学技術イノベーションの社会実装と
人材育成のための共創の場を通じて地方創生を実現し、
持続的な地域の発展と大学の進化をともに目指す構想

目指す方向性② 暮らし輝き笑顔あふれる生活価値創造のまち



課題仮説に基づく全体像（案） 豊かな自然を守りながら、心豊かに暮らす



施策体系について



基本構想

基本計画

<将来都市像>

<まちづくり大綱>

未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市

(住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島)

- 1 仕事づくり** 知的資源と産業力で多様な仕事生まれるまち
- 2 暮らしづくり** 自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち
- 3 人づくり** 誰もが夢を持って成長し活躍できるまち
- 4 活かづくり** 学術研究機能や多様な人材の交流から新たな活力湧き出すまち
- 5 安心づくり** 自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち

5つの柱を支える共通基盤

<施策>

重視する方向性
(第4節)との関係

1 産業イノベーションの創出	1-①
2 中小企業等の活力強化	1-①
3 企業の投資促進	1-①
4 農山漁村の魅力づくりと農林水産業の活性化	1-②
5 地域資源を活かした観光の振興	1-③
6 働き方改革の推進による雇用環境の充実	1-④
1 暮らしを支える拠点地区の充実	2-①
2 安全で円滑な生活交通の充実	2-①
3 快適な生活環境の形成	2-②
4 豊かな自然環境の保全	2-②
5 市民協働のまちづくりによる地域力の向上	2-③
6 多文化共生と国際化の推進	2-③
1 人権・平和の尊重と男女共同参画の推進	3-①
2 乳幼児期における教育・保育の充実	3-②
3 高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践	3-②
4 新たな価値を創造する人材の育成	3-③
5 知的資源と国際性を活かした人づくり	3-③
6 市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり	3-④
1 学術研究機能の発揮による都市活力の創出	4-①
2 多様な豊かな市民の力が輝くまちづくり	4-①
3 都市成長基盤の強化・充実	4-②
4 交通ネットワークの強化	4-②
5 環境に配慮した社会システムの構築	4-③
6 未来を感じるプロジェクト挑戦都市	4-④
1 災害に強い地域づくりの推進	5-①
2 安全・安心な市民生活の実現	5-①
3 総合的な医療体制の確立	5-②
4 健康寿命の延伸による生涯現役社会の実現	5-②
5 誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現	5-③
6 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	5-④

市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供
効率的で持続的な行政経営の推進

①仕事づくり

知的資源と産業力で多様な仕事生まれるまち



魅力ある「仕事」の創出に取り組みます。

東広島市は、知的資源に恵まれており、農林水産業や酒造などの伝統産業、自動車関連産業や電子デバイス関連の先端産業などが基幹的な産業となり、本市の成長を支えています。

これらの特色を活かし、地域の交流を促進するとともに、多様な地域資源と組み合わせることで、魅力ある「仕事」の創出に取り組みます。

また、若者世代の地元定着率の向上や大学生の市内企業への就職促進を図るとともに、働き方改革の推進などにより、女性や高齢者をはじめとする多様な人材の就業機会の拡大などに取り組みます。



施策① 産業イノベーションの創出

施策② 中小企業等の活力強化

施策③ 企業の投資促進

施策④ 農山漁村の魅力づくりと農林水産業の活性化

施策⑤ 地域資源を生かした観光の振興

施策⑥ 働き方改革の推進による雇用環境の充実

基本計画

②暮らしづくり

自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち



誰もがいきいき活躍できる快適な生活環境を形成します。

各地域の生活を支える拠点の形成を図り、生活交通ネットワークの充実や、生活に身近な生活道路網を構築するとともに、3R活動の推進による循環型社会の構築や、良質な水の安定的な供給、公共用水域の水質保全等に取り組みます。

また、多様な市民が活動・活躍する市民協働のまちづくりを推進するとともに、言語や文化の違いにかかわらず、外国人を含む全ての市民が地域で共に活躍できる多文化共生のまちを目指します。



施策① 暮らしを支える拠点地区の充実

施策② 安全で円滑な生活交通の充実

施策③ 快適な生活環境の形成

施策④ 豊かな自然環境の保全

施策⑤ 市民協働のまちづくりによる地域力の向上

施策⑥ 多文化共生と国際化の推進

基本計画

③人づくり

誰もが夢を持って成長し、活躍できるまち



自らの構成や能力を最大限に発揮できるまちを目指します。

全ての人が尊重され、健やかに成長し、活躍できる環境を整備していくことがまちづくりの基本であり、広く社会で活躍できる人材の育成を図るためには、子どもから大人まで、切れ目なく、様々な学びによる成長の機会を持つことが重要です。

乳幼児期における教育・保育の充実や、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育成する学校教育の充実とともに、学術研究機関の集積等を活かした多様な学びの提供などにより、市民一人ひとりが自らの個性や能力を最大限に発揮し、生涯にわたって充実した人生を送れるまちを目指します。



施策① 人権・平和の尊重と男女共同参画の推進

施策② 乳幼児期における教育・保育の充実

施策③ 高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践

施策④ 新たな価値を創造する人材の育成

施策⑤ 知的資源と国際性を活かした人づくり

施策⑥ 市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり

基本計画

④活力づくり

学術研究機能や多様な人材の交流から

新たな活力が湧き出すまち



未来を見据え新たな活力を生み出します。

学術研究機能のさらなる発揮や、研究者、学生などがこの地を研究や実践のフィールドとして多様な活動の場としていくとともに、広く内外からまちの魅力を支持されるような顔づくり(中心市街地の魅力づくり)を推進します。

また、都市としての成長に資する新たな産業用地の確保、移動手段としての基幹的な交通ネットワークの強化とともに、環境との調和のもとで、先進的な実証実験型のプロジェクトが次々とこの地で生まれ展開していくようなまちを目指します。



施策① 学術研究機能の発揮による都市活力の創出

施策② 多様性豊かな市民の力が輝くまちづくり

施策③ 都市成長基盤の強化・充実

施策④ 交通ネットワークの強化

施策⑤ 環境に配慮した社会システムの構築

施策⑥ 未来を感じるプロジェクト挑戦都市

基本計画

⑤安心づくり

自助・互助・共助・公助によって

安心した生活を送れるまち



安全・安心な市民生活を送れるまちの実現を目指します。

災害に強い地域づくりや、行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むとともに、犯罪及び交通事故の未然防止や、迅速かつ的確な対応が可能な消防・救急・救助体制の確立を進めることで、安全・安心な市民生活を送れるまちの実現を目指します。

また、総合的な医療体制の確立とともに、住み慣れた地域で生涯元気に暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に取り組み、生涯現役社会の実現を目指します。

さらに、医療・福祉・介護に至るまで、様々な担い手が連携し、誰もが地域でつながり支えあう環境を形成するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。



施策① 災害に強い地域づくりの推進

施策② 安全・安心な市民生活の実現

施策③ 総合的な医療体制の確立

施策④ 健康寿命の延伸による生涯現役社会の実現

施策⑤ 誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現

施策⑥ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本計画

地域別計画(将来像)

第五次東広島市総合計画の策定に当たり、改めてその地域特性に注目し、それぞれの地域資源を活かしたまちづくりを進めていくために、市内の9つの地域ごとに目指す方向性を検討し、「地域別計画」として決めました。

西条地域	新たなテクノロジーによる次代の創造と 学術・研究・国際化を先導するまち
八本松地域	先端産業と田園風景の調和や都市との近隣性を活かした 良好な居住環境が整ったまち
志和地域	田園環境との調和やインターチェンジ等のアクセシビリティ・職住近接性を活かした 仕事とともに新たな交流が生まれるまち
高屋地域	広域交通や様々な教育機関が整う 豊かな田園と良好な居住環境を備えたまち
黒瀬地域	交通利便性や地域資源である大学の機能を活かした 健康・福祉と交流のまち
福富地域	自然と人が共生する 新たなライフスタイルに出会える交流のまち
豊栄地域	豊かな自然の中でゆとりある暮らしが楽しめる 体験・交流・定住のまち
河内地域	豊かな自然と空港や鉄道等の交通利便性を活かした ゆとりと活力のあるまち
安芸津地域	瀬戸内海に臨む温暖な気候と豊かな自然環境を活かした 共に支え合う共生のまち

第五次東広島市総合計画後期基本計画策定方針について

1 趣旨

- ・基本構想に掲げる2つの目指す方向性に基づくまちづくりを推進し、大学と一体となった地域課題の解決や生活価値創造のまちの実現に向け、多様な主体と共創の仕組みの構築などの新たな取組みが具体化してきている。
- ・これまでの取組みを成長の土台として、目標年次の令和12年、更にはその先の未来において、市民一人ひとりが幸福感（Well-being）を感じることでできる都市へと成長するための指針とする。

2 策定の視点

- ・現状と理想のギャップを埋めるための施策を通して、理想の姿に近づけていく。
- ・学術研究機能の集積等の強みを活かし、自らが主体となって新たな成長を切り拓くとともに、市のビジョンに関心を示す民間事業者をはじめとする産学官事業者との連携、市民を含む多様なプレイヤーの参加や力を引き出す視点を重視する。

(1) 国内外の社会経済情勢の変化への対応

- ・少子高齢化、人口減少、コロナにより地方の経済社会は大きな影響を受けている。
- ・テレワークによる新しい働き方が活発となるなど、地方への移住に対する関心の高まりや人の流れに変化が起こってきている。
- ・地域社会の生産性や利便性を高め、産業や生活の質を大きく向上させるデジタル技術やサービスを積極的に活用していく必要がある。

(2) 本市の特性と地域の個性を活かしたまちづくり

将来都市像につながる2つの方向性の『世界に貢献するイノベーション創造のまち』、『暮らし輝き笑顔あふれる生活価値創造のまち』について、市が前期までに実施してきた施策が芽吹いてきており、目指す方向性を改めて策定の視点で発信する。

(世界に貢献するイノベーション創造のまちについて)

- ・国際的な人材のさらなる増加が見込まれるため、これまで以上に成熟した国際学術研究都市への変革と発展が求められている。
- ・全ての施策において異なるバックグラウンドを持つ人々を包摂したまちを形成することが重要となる。
- ・世界の若者や起業家に選ばれるグローバルスタンダードな生活環境づくりを推進する。

(暮らし輝き笑顔あふれる生活価値創造のまちについて)

- ・市内外の多様な主体と地域資源の相互作用により「新たな価値」を生み出す。
- ・経済の循環や関係人口の創出、移住者の増加などによる持続可能な地域社会の実現を目指していく。

(3) 「選ばれる都市」の実現に向けた施策の形成

- ・基本構想で示した2つのまちづくりの方向性と5つのまちづくり大綱に紐づく各施策の推進により、「選ばれる都市」に向けて着実に変革と成長を続けている。
- ・これまでの各施策の進捗状況とそれを取り巻く社会情勢を踏まえたうえで、引き続き「選ばれる都市」の実現に向けて施策のブラッシュアップを行っていく。
- ・子育てや人口偏在対策、地域共生、防災、医療、産業、教育、循環型社会については重要施策と捉え取り組んでいくこととする。
- ・住みたい、住み続けたい、Well-beingが実感できるまちに進化するため、分野を横断した連携により包括的な施策の形成に取り組んでいく。

3 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

次期総合戦略について、後期基本計画と一体的に策定する。

4 総合計画が担う役割と位置付け、策定に当たっての基本姿勢

- (1) 「最上位計画」：市の施策を体系的に示す
- (2) 「意思表示」：まちづくりの多様な主体の役割と協働の方向性を示す
- (3) 「共通のビジョン」：広く市民の理解を得て施策や事業を展開する
- (4) 「戦略的方針」：選択と集中により、資源を最適に配分する
- (5) 「判断基準」：施策マネジメントの対象となる

5 総合計画の構成と計画期間

以下の図のとおり



6 策定体制

(1) 庁内体制

策定本部（幹部職員）、幹事会（幹事課長等）ワーキンググループ（関係課長等）、ワークショップ（課長補佐、係長級）

(2) 市民参加の手法・情報公開

市民アンケート、関係団体ヒアリング、パブリックコメント

(3) 審議会の設置

第五次東広島市総合計画後期基本計画策定に係る審議を行うため、東広島市総合計画審議会の設置を行い学識経験者や各種団体の代表など、計25名に委員委嘱を行う。

令和 6 年 1 月

第五次東広島市総合計画後期基本計画策定方針

1 趣旨

東広島市は、昭和 49 年 4 月の市制施行以来、賀茂学園都市建設及び広島中央テクノポリス建設の 2 大プロジェクトを基軸とした計画的なまちづくりの推進により、社会基盤や産業基盤の整備が進み、市の基幹産業である先端産業を中心に積極的な投資が行われるなど全国でも有数の成長都市として発展し、令和 6 年 4 月には市制施行 50 周年を迎える。

令和 2 年に策定した「第五次東広島市総合計画」では、持続可能な社会の視点を踏まえ、内外から選ばれる都市へと発展的に継承するため、将来都市像を「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市」とし、その実現に向けて 2 つの目指す方向性に基づくまちづくりを推進してきた。その中で、大学と一体となった地域課題の解決や生活価値創造のまちの実現に向け、多様な主体と共創の仕組みを構築するなどの新たな取組みが具体化してきている。

これまでの取組みを成長の土台として、本計画の目標年次である令和 12 年、更にその先の未来において、市民一人ひとりが幸福感 (Well-being) を感じることのできる都市へと成長するための指針となる第五次東広島市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

2 策定の視点

後期基本計画の策定に当たっては、東広島市のまちづくりの指針にふさわしいものとするために、次の視点に基づき取組みを進めていくものとする。なお、基本的な姿勢として、この計画は、未来のあるべき理想の姿を描きながら、現状と理想のギャップを埋めるための施策を通して、理想の姿に近づけていくものとする。

施策の検討に当たっては、学術研究機能の集積等の強みを活かし、自らが主体となって新たな成長を切り拓くとともに、市のビジョンに関心を示す民間事業者をはじめとする産学官事業者との連携、市民を含む多様なプレイヤーの参加や力を引き出す視点を重視する。

(1) 国内外の社会経済情勢の変化への対応

少子高齢化や人口減少の影響を受け、地方自治体の多くが厳しい局面を迎えている中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方経済を支える産業への打撃や地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けた。

こうした中、様々な主体においてデジタル技術の活用が進み、テレワークによる新しい働き方が活発となるなど、地方への移住に対する関心の高まりや人の流れに変化が起こってきている。

さらに、生成 AI などの新たな技術も急速に進化していることから、施策の形成にあたっては、既存の知識や経験にとらわれない新たな手法を導入し、地域社会の生産性や利便性を高め、産業や生活の質を大きく向上させるデジタル技術やサービスを積極的に活用していく必要がある。

また、国際情勢の変化及び技術革新等に呼応した国・県等の関係機関の動向や、多様化する市民の行政に対するニーズにも対応できる計画とする。

(2) 本市の特性と地域の個性を活かしたまちづくり

本市には大学や試験研究機関、先端技術産業が集積し、国内外から異なる文化や考え方を持つ人材が集まることで、新たなイノベーションが生まれる地盤が形成されつつある。

こうした中、先端技術産業への積極的な投資等により、国際的な人材のさらなる増加が見込まれるため、これまで以上に成熟した国際学術研究都市への変革と発展が求められている。

その実現には、文化的多様性を意識したまちづくりが不可欠であり、全ての施策において異なるバックグラウンドを持つ人々を包摂したまちを形成することが重要となるほか、世界の若者や起業家に選ばれるグローバルスタンダードな生活環境づくりを推進するための施策の形成が必要である。

また、市内外の多様な主体と地域資源の相互作用により生まれる「新たな価値」がまちづくりに効果的に発揮されることで、経済の循環や関係人口の創出、移住者の増加等による持続可能な地域社会の実現を目指していく。

(3) 「選ばれる都市」の実現に向けた施策の形成

本市は、将来都市像や目指す街の姿の実現に向けて基本構想で示した2つのまちづくりの方向性と5つのまちづくり大綱に紐づく各施策の推進により、「選ばれる都市」に向けて着実に変革と成長を続けている。

後期基本計画では、これまでの各施策の進捗状況とそれを取り巻く社会情勢を踏まえたうえで、引き続き「選ばれる都市」の実現に向けて施策のブラッシュアップを行っていく。

また、子育てや人口偏在対策、地域共生、防災、医療、産業、教育、循環型社会については重要施策と捉え取り組んでいくこととする。

そのうえで、住みたい、住み続けたい、幸福感 (Well-being) が実感できるまちへと進化するため、複雑・多様化している課題に対し、分野を横断した連携により包括的な施策の形成に取り組んでいく。

3 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

人口の成長・維持と地域活力の向上の創出に向けて、まち・ひと・しごと創生法に基づき国の総合戦略を踏まえて市町村が策定に努めることとされている地方版総合戦略について、国が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことから、それを踏まえて後期基本計画と次期総合戦略を一体的に策定する。

4 総合計画が担う役割と位置付け、策定に当たっての基本姿勢

(1) 「最上位計画」：市の施策を体系的に示す

総合計画は、東広島市の最上位計画として位置付けられる。そのため、長期的視点から健全なまちづくりを推進する上での基本方針と、今後取り組むべき施策が統一的な記載方針の中で体系的に整理されたものとし、他の計画は、この計画との整合を図るものとする。

(2) 「意思表示」：まちづくりの多様な主体の役割と協働の方向性を示す

総合計画の策定に当たり、各施策の責任所在を明確にするとともに、総合計画が部門の戦略や日常業務にも活用されるものとするため、策定段階から職員の積極的な参加を図る。また、総合計画は、国・県をはじめ、企業や大学等、事業の実施・運営に関わる主体に対する意思表示でもあることから、時代背景や経済情勢を踏まえて戦略的意図を明確化するとともに、それぞれの役割と責任の下に策定し、市の方向性として発信・共有するものとする。

(3) 「共通のビジョン」：広く市民の理解を得て施策や事業を展開する

総合計画は単なる行政計画ではなく、広く市民・地域の指針となる計画である。そのため、平易な表現に努めるとともに、目標の明確化等により、市民に親しまれ分かりやすい記載内容とする。

(4) 「戦略的方针」：選択と集中により、資源を最適に配分する

限られた資源を効果的に活用し、まちづくりに有効な政策の実現を図るため、本市の抱える課題を明らかにし、重点的に対応すべき施策の方向性を明確にするとともに、戦略的なまちづくりを実施するために優先する分野を示すものとする。

(5) 「判断基準」：施策マネジメントの対象となる

施策マネジメントの一環として、施策の効果を検証するための判断基準となる方向性と目標値を示すことで、PDCA サイクルの確立を図るものとする。

5 総合計画の構成と計画期間

(1) 構成

基本構想及び基本計画をもって構成する。

(2) 計画期間及び記載事項

ア 目標年次は、令和 12 年（2030 年）とする。なお、中間年となる令和 7 年（2025 年）から後期基本計画の計画期間とする。

イ 基本構想は、将来都市像（まちづくりの理念、将来都市像、将来のまちの姿及び主要指標）、まちづくり大綱（まちづくり大綱、まちづくり目標）及び土地利用構想を定める。

ウ 基本計画は、基本構想に掲げるまちづくり大綱に基づき、まちづくり目標ごとに現状と課題を明らかにし、基本方針と目標及び施策の方向性を示すとともに、各施策の成果指標を定めるものとする。

6 策定体制

(1) 庁内体制

ア 全庁的な連絡調整を図るとともに、必要な作業を円滑に行うため「東広島市総合計画策定本部」を設置する。

(ア) 「策定本部」：市長、副市長、教育長、部局長、理事、会計管理者、支所長、出張所長で構成する。

(イ) 「幹事会」：総務課長、職員課長、政策推進監、財政課長、地域政策課長、市民生活課長、地域共生推進課長、こども家庭課長、農林水産課長、技術企画課長、都市計画課長、下水道管理課長、消防局消防総務課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会生涯学習課長で構成する。

(ウ) 「ワーキンググループ」：必要に応じて、関係課の課長、課長補佐、係長級等で構成する。

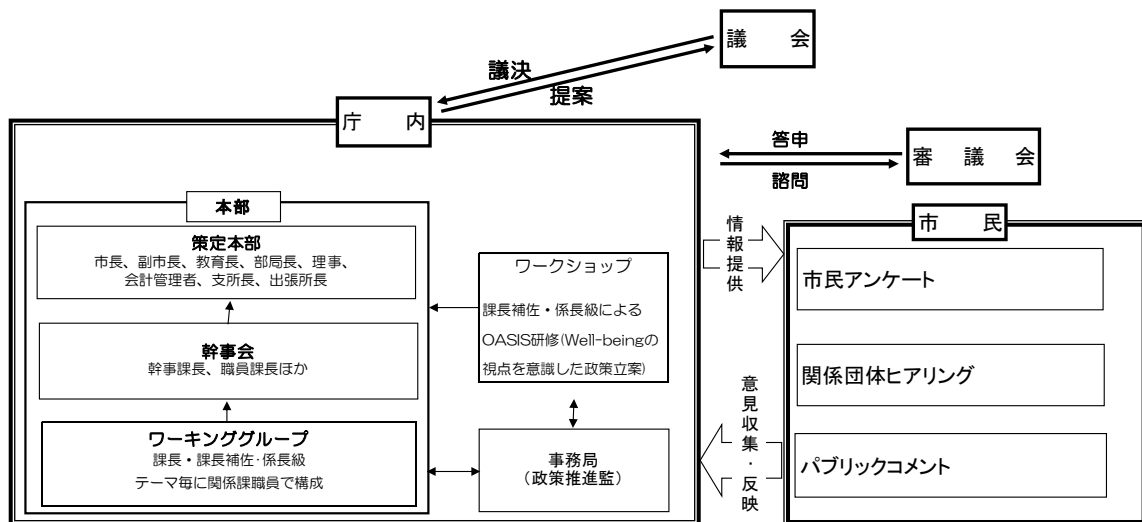
イ 上記とは別に、Well-being の視点を意識した後期基本計画を策定するため、課長補佐、係長級で構成するワークショップを開催する。

(2) 市民参加の手法・情報公開

計画の策定状況等を公開するとともに、市民アンケートの実施や後期基本計画の案についてパブリックコメントを実施するなど、市民が積極的に参加できる機会を設け、多様な意見を取り入れる。

(3) 審議会の設置

総合的・専門的見地から、後期基本計画の案に対する検討及び提言等を求めるため、各種団体代表や学識経験者等から構成される「東広島市総合計画審議会」を設置する。



東広島市審議会開催スケジュール（案）
 （第五次東広島市総合計画後期基本計画の策定）

【総合計画審議会】

回数	開催日 (予定)	内容 (予定)
1回	令和6年 2月	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介等、会長、副会長の選出 諮問について 総合計画策定方針 スケジュール 部会の設置 意見交換
2回	令和6年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 前期計画の振り返り 施策事業体系（案） 意見交換 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">部会での審議</div>
3回	令和6年 7月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（素案）の説明 意見交換 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">部会での審議</div>
4回	令和6年 10月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画全体（案）の説明 関係団体ヒアリング・パブリックコメントの実施 意見交換
5回	令和7年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（最終案）の説明 答申について

東広島市総合計画審議会分科会構成(案)

別紙5

敬称略

部会案	分野	団体等	役職等	委員氏名
会長	大学	広島大学	教授	田中 貴宏
仕事・活力	商工業	東広島商工会議所	副会頭	奥本 松樹
	まちづくり・奉仕団体	東広島青年会議所	理事長	柏迫 一正
	農業	ひろしま農業協同組合 広島中央地域本部営農販売部	副部長	西田 聡
	漁業	東広島市水産業再生委員会	会長	森尾 龍也
	林業	賀茂地方森林組合 総務企画課	課長	児玉 憲昭
	観光	東広島市観光協会	広島大学総合科学部国際 共創学科 教授	フंक・カロリン
	福祉	社会福祉法人 東広島市 社会福祉協議会 地域福祉課	係長	伊藤 美和
	労働	連合賀茂豊田地区連絡会	議長	阿部 亮介
	地域・若年者	地域おこし協力隊	豊栄地区	陣内 綾
				9人

暮らし・安心	大学	近畿大学工学部 工学部機械工学科	教授	樹野 淳也
	医療	東広島地区医師会	理事	志村 司
	国際化	独立行政法人 国際協力機構 中国センター	所長	村岡 啓道
	環境	エコネットひがしひろしま	会長	橋野 俊子
	若年者	近畿大学工学部	大学生	柝屋 希
	地域	東西条地区住民自治協議会	会長	井林 宏司
	地域	自治組織 ふれあいの里 戸野	会長	平川 智章
	若年者	広島国際大学	大学生	森本 海莉
				8人

人づくり	教育機関	東広島市教育委員会	教育委員	島本 智子
	大学	広島国際大学 健康科学部医療福祉学科	教授	石原 恵子
	スポーツ	東広島市スポーツ協会	専務理事	倉本 正行
	人権	東広島市女性連合会	会長	弓場 美代
	言論	中国新聞社	編集局デジタルチーム	加納 亜弥
	若年者	広島大学	大学生	Jun Sharon
	子育て世代	東広島市PTA連合会	専任副会長	柏崎 恵
				7人